

おくやみハンドブック ～ご遺族の方へ～

多治見市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



質問に答えて

手続き抽出

詳細確認



ご遺族のみなさまへ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、
今後の生活などに対する不安もあるなか、
様々な申請や届出が必要になると存じます。

この「おくやみハンドブック」は、市役所での手続きをはじめ、
必要と思われる手続きを掲載しております。

ご遺族のみなさまに、お役に立てましたら幸いです。

多治見市長 高木 貴行

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。
亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで該当する手続きの詳細、必要な持ち物や担当課が確認できます。



質問に答えて

手続き抽出

詳細確認

おくやみ手続きナビ

トップ > 00市での手続き > 質問に答えて検索 > あなたに該当する手続き

年齢が何歳だったかを選択してください

0 亡くなった方は20歳未満であった

1 亡くなった方は20～29歳であった

2 亡くなった方は30～39歳であった

3 亡くなった方は40～49歳であった

4 亡くなった方は50～59歳であった

5 亡くなった方は60～69歳であった

6 亡くなった方は70～74歳であった

7 亡くなった方は75歳以上であった

次へ

おくやみ手続きナビ

トップ > 00市での手続き > 質問に答えて検索 > あなたに該当する手続き

あなたに該当する手続き

マイナンバーカードの届納

所有者がなくなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合届納は義務ではありません。

年金の受給権喪失届

年金を受給している方がなくなった場合、年金の受給権喪失届を年金事務所へ提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が登録されて...

未支給年金の請求

年金を受給している方がなくなった場合、未支給年金として、その旨と金額を申し出ていただく権利があります。詳しくは請求書に示すことができます。厚生年金を申請して...

死亡届の届出

死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡したときは24時間以内）に死に届の届出が必要です。死に届の申請先は居住する市町村または死亡した場所の市町村です。

おくやみ手続きナビ

トップ > 00市での手続き > 質問に答えて検索 > あなたに該当する手続き > マイナンバーカードの届納

マイナンバーカードの届納

所有者がなくなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合届納は義務ではありません。

手続きで必要なもの

ご遺族のもの

・マイナンバーカード

ご遺族のもの

・本人確認書類

期限

なし

手続き場所

対応窓口 市役所

お問い合わせ 000-000-0000

手続きの流れ

多治見市役所駅北庁舎にて各種手続きをする今後の流れとなります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をしましょう。

STEP 1

各種手続きチェックリスト

各種手続きチェックリストで必要な手続きをご確認ください。
「おくやみ手続きナビ」でも簡単に手続きを把握できます。
ぜひご活用ください。



STEP 2

持ち物の確認

各種手続きページから「持ち物」をご確認ください。

STEP 3

白菊（おくやみ）コーナーの予約又は直接各課にて手続き

白菊（おくやみ）コーナーとは・・・

亡くなられた方に関する様々なお手続きのうち、市役所で行うお手続きをサポートさせていただきます。

白菊（おくやみ）コーナーのご予約について

コーナーのご利用は、事前予約制となっております。
死亡届を提出した3営業日目よりご予約を承ります。

予約枠

*午前9時30分～ *午前10時30分～
*午後1時30分～ *午後2時30分～

【事前予約制】 ☎ 0572-23-5731

「おくやみコーナーの予約」とお伝えください。

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時まで

※(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)

白菊（おくやみ）コーナーを利用する方へのお願い

1. すべての手続きの受付やご案内を、白菊（おくやみ）コーナーでできるものではありません。
2. 亡くなられた方の住民登録が多治見市にある場合のみご利用できます。
多治見市以外の場合は、住民登録地の市区町村にご相談ください。
3. 死亡届を多治見市以外に提出した場合は、住民登録上に、死亡の記載がされるまでに1～2週間前後かかります。状況によっては白菊（おくやみ）コーナーを利用いただけないことがありますので、予めご了承ください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表者）
- ☐ 預貯金通帳又はキャッシュカード（※相続人代表者及び喪主のもの）
- ☐ 後期高齢者医療保険から葬祭費を受ける場合は、会葬礼状・葬儀費用の領収書等、喪主名及び死亡者名が確認できるもの
- ☐ 亡くなられた方名義の預貯金通帳から各種税金等を口座引き落としされている場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と通帳の印鑑

※相続人代表者とは・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表する方です。所有権や相続割合等を定めるものではありません。

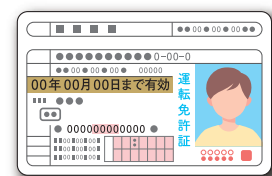
亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号がわかるもの（年金証書、年金手帳、日本年金機構からの各種通知書等）
- ☐ 印鑑登録証、住民基本台帳カード（作成されている場合）
- ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）又は個人番号通知カード
- ☐ 国民健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書等
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 福祉医療費受給者証（子ども、重度、ひとり親、精神障害者）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- ☐ 本人確認できる書類（顔写真付き）
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など
- ☐ その他、上記以外で確認できるもの
健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (38 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(41 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (41 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (42 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

多治見市で必要な手続きについては 8 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

おくやみ手続きナビのご案内

多治見市では遺族の負担軽減を考え、おくやみ手続きナビも作成しております。

約 60 種類以上ある手続きの中から、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるナビゲーションツールです。

ぜひご活用ください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	亡くなられた方	☑	担当窓口	詳細ページ	完了日
住民登録	マイナンバーカードを持っていた方	☐	市民課 駅北庁舎 1階 5番窓口	P.8	/
	印鑑登録をしていた方	☐			/
	世帯主だった方で同一世帯に2人以上残っている	☐			/
年金	国民年金を受給していた方	☐	保険年金課 駅北庁舎 1階 8番窓口	P.9	/
	国民年金を受給していた、又は加入歴のあった方	☐		P.10	/
	国民年金の加入歴があり、基礎年金(老齢・障害)を受給していなかった方	☐			/
医療・国保	国民健康保険資格確認書又は後期高齢者医療資格確認書を持っていた方	☐	保険年金課 駅北庁舎 1階 9番窓口	P.11	/
	国民健康保険資格確認書等を持っていた方	☐		P.12	/
	後期高齢者医療資格確認書等を持っていた方	☐			/
	限度額適用認定証(又は限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた方	☐			/
	特定疾病療養受療証を持っていた方	☐			/
介護保険	介護保険被保険者証を持っていた方	☐	高齢福祉課 駅北庁舎 2階 番窓口	P.13	/
	介護保険の負担割合証を持っていた方	☐		P.14	/
	介護保険負担限度額認定証を持っていた方	☐			/
	介護保険料を納めていた方	☐			/
	介護認定の申請中であった方	☐			/
子育て	児童手当を受給していた方	☐	保険年金課 駅北庁舎 1階 10番窓口	P.15	/
	児童扶養手当を受給していた方	☐		P.16~17	/
	18歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童である	☐		P.17	/
	ひとり親福祉医療費受給者証を持っていた方	☐		P.18	/
	子ども福祉医療費受給者証を持っていた方	☐			/
	子どもが保育園に入所している	☐	保育幼稚園課 駅北庁舎 3階 36番窓口	P.19	/
	子どもが学童に入所している	☐	教育推進課 駅北庁舎 3階 33番窓口		/

区分	亡くなられた方	☑	担当窓口	詳細ページ	完了日
障がい福祉	身体障害者手帳を持っていた方	☐	福祉課 駅北庁舎 2階 22番窓口	P.19	／
	療育手帳を持っていた方	☐			／
	児童通所施設を利用していた方	☐		こども家庭課 駅北庁舎 3階 37番窓口	P.20
	精神障害者保健福祉手帳を持っていた方	☐	福祉課 駅北庁舎 2階 22番窓口		
	障害福祉サービスを受けていた方	☐			／
	地域生活支援事業を利用していた方	☐		福祉課 駅北庁舎 2階 22番窓口	P.21
	療養介護医療受給者証を持っていた方	☐	／		
	自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院）を持っていた方	☐	福祉課 駅北庁舎 2階 22番窓口		P.22
	特別児童扶養手当を受給していた方	☐		／	
	障害児福祉手当を受給していた方	☐		福祉課 駅北庁舎 2階 22番窓口	P.23
	特別障害者手当を受給していた方	☐	／		
	重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた方	☐	福祉課 駅北庁舎 2階 22番窓口	P.24	／
	経過的福祉手当を受給していた方	☐			／
	福祉タクシー利用乗車券を持っていた方	☐		福祉課 駅北庁舎 2階 22番窓口	P.25
	リフト付福祉タクシー受給者証を持っていた方	☐	／		
税金	固定資産がある	☐	税務課 駅北庁舎 2階 26番窓口	P.26	／
	市民税が課されていた方	☐			税務課 駅北庁舎 2階 25番窓口
	原付バイクを持っていた方	☐	税務課 駅北庁舎 2階 25番窓口	P.28	
	小型特殊自動車を持っていた方	☐			税務課 駅北庁舎 2階 25番窓口

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	亡くなられた方	☑	担当窓口	詳細ページ	完了日
上下水道	水道・下水道を利用していた方	☐	上下水道総務課 本庁舎 2階 又は 市民課 駅北庁舎 1階 5番窓口	P.27	/
	井戸水使用の下水道接続世帯の方	☐			/
	下水道受益者負担金を納めていた方	☐			/
	下水道分担金を納めていた方	☐		P.28	/
	し尿汲み取りを利用していた方	☐			/
	浄化槽を所有していた方	☐			/
その他	犬を飼っていた方	☐	環境課 本庁舎 1階	P.29	/
	市営霊園（一般墓地）を使用していた方	☐			/
	合葬式墓地（個別収蔵施設）に遺骨を納骨していた方	☐			/
	亡くなられた方を納骨したい	☐		P.30	/
	自分が使用権を持っている市営霊園に遺骨を納骨したい	☐			/
	農業者年金を受給していた方 農業者年金に加入している、又は加入歴のある方	☐	農業委員会 本庁舎 1階	P.31	/
	農地を相続された方	☐			/
	森林を相続された方	☐	農林課 本庁舎 1階	P.32	/
	多治見市への寄附を行いたい方	☐	総務課 本庁舎 4階		/
	市営住宅に入居していた方	☐	建築住宅課 本庁舎 3階	P.33	/

MEMO

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた方

手続き マイナンバーカードについて（返却不要）

手続き詳細	期 限
死亡に伴う各種手続きに必要な場合がありますので保管ください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ マイナンバーカード	市民課 ☎ 0572-23-5731

印鑑登録をしていた方

手続き 印鑑登録証（カード）の返却又は破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却又は破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 印鑑登録証	市民課 ☎ 0572-23-5731

世帯主だった方で同一世帯に2人以上残っている

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、2人以上残っている場合のみ必要となります。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類	市民課 ☎ 0572-23-5731

2. 年金に関する手続き

国民年金を受給していた方

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金受給者が亡くなられた場合、亡くなられた月までの年金がご遺族の方に支給されます。 亡くなられた方が、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金の受給者の場合は、保険年金課でも受付します。	死亡から 5 年以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、年金証書など） 遺族のもの ☐ 振込先口座がわかるもの（預貯金通帳など） ☐ 亡くなられた方との関係がわかるもの（戸籍謄本など） ☐ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど） ☐ 本人確認書類 ※請求者によって必要書類が異なるため、右記の窓口にお尋ねください。	生計同一である3親等内の親族 受け取りの順は下記のとおりです。 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他の3親等内の親族
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0572-23-5736 日本年金機構 多治見年金事務所 ☎ 0572-22-0255 ※年金事務所での相談・手続きは、事前に電話予約が必要です。

国民年金を受給していた、又は加入歴のあった方

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
年金に加入中の方や年金を受給中の方が亡くなられたとき、その方により生計を維持されていた子がいる場合、一定の支給要件を満たすご遺族に支給されます。	死亡から 5 年以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 亡くなられた方とその配偶者の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、年金証書など） 遺族のもの ☐ 振込先口座がわかるもの（預貯金通帳など） ☐ 亡くなられた方との関係がわかるもの（戸籍謄本など） ☐ 死亡診断書の写し ☐ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど） ☐ 本人確認書類 ※請求者によって必要書類が異なるため、右記の窓口にお尋ねください。	生計を維持されていた子、子のある配偶者
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0572-23-5736 日本年金機構 多治見年金事務所 ☎ 0572-22-0255 ※年金事務所での相談・手続きは、事前に電話予約が必要です。

国民年金の加入歴があり、基礎年金（老齢・障害）を受給していなかった方

手続き 死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上あった方が年金をもらうことなく亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていたご遺族の方に支給されます。遺族基礎年金を受けられるご遺族のいる方は支給されません。	死亡から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、年金証書など） 遺族のもの ☐ 振込先口座がわかるもの（預貯金通帳など） ☐ 亡くなられた方との関係がわかるもの（戸籍謄本など） ☐ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど） ☐ 本人確認書類 ※請求者によって必要書類が異なるため、右記の窓口にお尋ねください。	生計同一である親族 受け取りの順は下記のとおりです。 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0572-23-5736 日本年金機構 多治見年金事務所 ☎ 0572-22-0255 ※年金事務所での相談・手続きは、事前に電話予約が必要です。

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
第1号被保険者として、保険料を納めた期間及び保険料免除期間が10年以上ある夫が亡くなられた場合、要件を満たす妻が60歳から65歳になるまでの間に受けられる年金です。死亡一時金と選択することになります。	死亡から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 亡くなられた方とその配偶者の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、年金証書など） 遺族のもの ☐ 振込先口座がわかるもの（預貯金通帳など） ☐ 亡くなられた方との関係がわかるもの（戸籍謄本など） ☐ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど） ☐ 本人確認書類 ※請求者によって必要書類が異なるため、右記の窓口にお尋ねください。	10年以上婚姻関係があった妻
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0572-23-5736 日本年金機構 多治見年金事務所 ☎ 0572-22-0255 ※年金事務所での相談・手続きは、事前に電話予約が必要です。

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険資格確認書又は後期高齢者医療資格確認書を持っていた方

手続き 国民健康保険資格確認書又は後期高齢者医療資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 国民健康保険資格確認書又は後期高齢者医療資格確認書	保険年金課 ☎ 0572-23-5746

国民健康保険資格確認書等を持っていた方

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 国民健康保険資格確認書等	葬祭執行者（喪主）
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ 葬祭執行者名義の口座がわかるもの	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 0572-23-5762

手続き 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 国民健康保険資格確認書等	ご遺族
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ 印鑑 ☐ 国民健康保険資格確認書等（世帯全員分）	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 0572-23-5746

後期高齢者医療資格確認書等を持っていた方

手続き 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの	葬祭執行者（喪主）
☐ 後期高齢者医療資格確認書等	問い合わせ先
遺族のもの	保険年金課 ☎ 0572-23-5762
☐ 本人確認書類	
☐ 会葬礼状又は葬祭費用の領収書（亡くなられた方、葬祭執行者 それぞれの氏名が記載されたもの）	
☐ 葬祭執行者名義の口座がわかるもの	

限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた方

手続き 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還していただく必要があります。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの	ご遺族
☐ 限度額適用認定証	問い合わせ先
☐ 標準負担額減額認定証	保険年金課 ☎ 0572-23-5762

特定疾病療養受療証を持っていた方

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの	ご遺族
☐ 特定疾病療養受療証	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0572-23-5762

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた方

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 介護保険被保険者証	どなたでも可
遺族のもの ☐ ご遺族の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカード等）	問い合わせ先 高齢福祉課 ☎ 0572-23-5826

介護保険の負担割合証を持っていた方

手続き 介護保険負担割合証の返却又は破棄

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却又は破棄してください。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 介護保険負担割合証	ご遺族
遺族のもの ☐ ご遺族の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカード等）	問い合わせ先 高齢福祉課 ☎ 0572-23-5826

介護保険負担限度額認定証を持っていた方

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 介護保険負担限度額認定証	ご遺族
遺族のもの ☐ ご遺族の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカード等）	問い合わせ先 高齢福祉課 ☎ 0572-23-5211

介護保険料を納めていた方

手続き 介護保険料の精算

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険料や高額介護サービス費の精算が発生する場合があります。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 相続人の方の振込先口座がわかるもの	ご遺族
遺族のもの ☐ ご遺族の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカード等）	問い合わせ先 高齢福祉課 ☎ 0572-23-5826

介護認定の申請中であった方

手続き 介護認定申請の取り下げ

手続き詳細	期 限
申請中であって介護サービスの利用が無い方などは取り下げをしていただく必要があります。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）がわかるもの ☐ 窓口に来られた方（家族）の本人確認書類	ご遺族
遺族のもの ☐ ご遺族の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカード等）	問い合わせ先 高齢福祉課 ☎ 0572-23-5826

MEMO

5. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた方

手続き 児童手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡の翌日から 15 日以内
必要なもの	手続き可能な人
	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0572-23-5732

手続き 児童手当の未支払い請求の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなった場合、未支払い手当がある場合は、支給要件児童のうち年長児童の口座にお支払いします。	死亡の翌日から 15 日以内
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの ☐ 支給要件児童のうち、年長児童名義の口座がわかるもの	今後児童を養育する方
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0572-23-5732

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなった場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から 15 日以内
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類 ☐ 健康保険資格確認書類	今後児童を養育する方
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0572-23-5732

児童扶養手当を受給していた方

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部又は全部停止となる可能性があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 年金手帳 ☐ 口座番号確認書類 ☐ 住居関係の書類	保険年金課 ☎ 0572-23-5732

手続き 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 0572-23-5732

MEMO

5. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた方

手続き 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部又は全部停止となる可能性があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 児童扶養手当証書 遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 年金手帳 ☐ 口座番号確認書類 ☐ 居住関係の書類	保険年金課 ☎ 0572-23-5732

18歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童である

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末までの場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができます。所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	配偶者の死亡日から 30 日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 遺族年金証書 ☐ 健康保険の資格がわかるもの（申請者と子ども双方のもの）	保険年金課 ☎ 0572-23-5732

ひとり親福祉医療費受給者証を持っていた方

手続き ひとり親福祉医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
ひとり親福祉医療費受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ ひとり親福祉医療費受給者証	ご遺族
遺族のもの ☐ 本人確認書類	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 0572-23-5732

子ども福祉医療費受給者証を持っていた方

手続き 子ども福祉医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 子ども福祉医療費受給者証	ご遺族
遺族のもの ☐ 本人確認書類	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 0572-23-5732

子どもが保育園に入所している

手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期 限
認定こども園・保育所等に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの ☐ 本人確認書類	ご遺族 問い合わせ先 保育幼稚園課 ☎ 0572-23-5947

5. 子育てに関する手続き

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期 限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	おはやめに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの なし	教育推進課 ☎ 0572-23-5904

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた方

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳をお持ちの場合は、手帳の返還が必要です。	おはやめに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 身体障害者手帳	福祉課 ☎ 0572-23-5806

療育手帳を持っていた方

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が療育手帳をお持ちの場合は、手帳の返還が必要です。	おはやめに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 療育手帳	福祉課 ☎ 0572-23-5806

6. 障がい福祉に関する手続き

児童通所施設を利用していた方

手続き 通所受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の通所受給者証について、返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 通所受給者証	こども家庭課 ☎ 0572-23-5958

精神障害者保健福祉手帳を持っていた方

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、手帳の返還が必要です。	おはやめに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 精神障害者保健福祉手帳	福祉課 ☎ 0572-23-5806

障害福祉サービスを受けていた方

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受けていた場合は、受給者証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 受給者証	福祉課 ☎ 0572-23-5806

6. 障がい福祉に関する手続き

地域生活支援事業を利用していた方

手続き 地域生活支援事業利用者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業を利用していた場合は、利用者証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 利用者証	福祉課 ☎ 0572-23-5806

療養介護医療受給者証を持っていた方

手続き 療養介護医療受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が療養介護医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 療養介護医療受給者証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 受給者証	福祉課 ☎ 0572-23-5806

自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院）を持っていた方

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院）を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 自立支援医療受給者証	福祉課 ☎ 0572-23-5806

特別児童扶養手当を受給していた方

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失届等の提出

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡から 14 日以内
対象児童が亡くなられた場合、資格喪失届もしくは額改定届の提出が必要です。	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類	福祉課 ☎ 0572-23-5806

障害児福祉手当を受給していた方

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届等の提出

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	福祉課 ☎ 0572-23-5806

特別障害者手当を受給していた方

手続き 特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	福祉課 ☎ 0572-23-5806

6. 障がい福祉に関する手続き

重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた方

手続き 重度心身障害者福祉医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
重度心身障害者福祉医療費受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 重度心身障害者福祉医療費受給者証	保険年金課 ☎ 0572-23-5732
遺族のもの ☐ 本人確認書類	

経過的福祉手当を受給していた方

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の喪失届等の提出

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	福祉課 ☎ 0572-23-5806

福祉タクシー利用乗車券を持っていた方

手続き 福祉タクシー利用資格喪失届

手続き詳細	期 限
福祉タクシー利用乗車券をお持ちの場合は、未使用分の乗車券を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 未使用分の乗車券	福祉課 ☎ 0572-23-5806

リフト付福祉タクシー受給者証を持っていた方

手続き

リフト付福祉タクシー受給者証の返還 運行料金助成金喪失届

手続き詳細	期 限
リフト付福祉タクシー受給者証をお持ちの場合は、受給者証を返還してください。 死亡月又は前月にリフト付福祉タクシーの利用があった場合で運行料金助成の 対象となる場合は相続人代表者が受け取ることができます。	おはやめに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 受給者証 遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	福祉課 ☎ 0572-23-5806

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

7. 税金に関する手続き

固定資産がある

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続登記や名義変更が完了するまで有効となります。	なし
	手続き可能な人
	相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 印鑑 ☐ 本人確認書類	税務課 ☎ 0572-23-5832

市民税が課されていた方

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
市民税が課税されている方が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。亡くなられた方の納税通知書や還付に関する書類は、相続人代表者に送付します。	おはやめに
	手続き可能な人
	相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 印鑑 ☐ 本人確認書類	税務課 ☎ 0572-23-5830

MEMO

原付バイクを持っていた方

手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート 遺族のもの ☐ 本人確認書類	相続人又はご遺族 問い合わせ先 税務課 ☎ 0572-23-5842

小型特殊自動車を持っていた方

手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート 遺族のもの ☐ 本人確認書類	相続人又はご遺族 問い合わせ先 税務課 ☎ 0572-23-5842

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

水道・下水道を利用していた方

手続き 名義変更・中止申込

手続き詳細	期 限
引き続き上下水道を使用される場合は名義変更の手続きが、使用を中止される場合は中止（閉栓）の手続きが必要です。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの ☐ 名義変更に伴い新名義人が口座振替を希望する場合は預貯金通帳、印鑑（通帳印）	どなたでも可
	問い合わせ先
	上下水道総務課 ☎ 0572-22-1203

井戸水使用の下水道接続世帯の方

手続き 名義変更・人数変更・中止届

手続き詳細	期 限
引き続き井戸水を使用される場合は名義変更と世帯人数変更の手続きが、使用を中止される場合は中止の手続きが必要です。	おはやめに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道総務課 ☎ 0572-22-1230

下水道受益者負担金を納めていた方

手続き 受益者変更届

手続き詳細	期 限
下水道受益者が亡くなられた場合は、受益者変更届が必要です。	おはやめに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道総務課 ☎ 0572-22-1230

下水道分担金を納めていた方

手続き 排水設備所有者変更届

手続き詳細	期 限
排水設備の所有者が亡くなられた場合は、排水設備所有者変更届が必要です。	おはやめに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道総務課 ☎ 0572-22-1230

し尿汲み取りを利用していた方

手続き 名義変更・人数変更・中止届

手続き詳細	期 限
引き続き汲み取りを利用される場合は名義変更の手続きと世帯人数変更の手続きが、汲み取りを中止する場合は中止届が必要です。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの ☐ 名義変更に伴い新名義人が口座振替を希望する場合は預貯金通帳、印鑑（通帳印） ☐ 建物（便槽）を解体する場合は最終清掃が必要、「し尿汲み取り最終清掃申込書兼確認書」を提出	どなたでも可
	問い合わせ先
	上下水道総務課 ☎ 0572-22-1230

浄化槽を所有していた方

手続き 休止届、廃止届

手続き詳細	期 限
浄化槽の使用を休止される場合は休止届、浄化槽を廃止する場合は廃止届が必要です。 ※引き続き浄化槽を使用される場合は管理者変更届が必要ですので、東濃県事務所環境課へご相談ください。	おはやめに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 最終清掃実施記録簿の写し ☐ 休止・廃止ともに事前の清掃が必要（休止…清掃業者へ依頼、廃止…清掃業者へ依頼し、「浄化槽最終清掃申込書兼確認書」を業者へ提出）	上下水道総務課 ☎ 0572-22-1230

9. その他に関する手続き

犬を飼っていた方

手続き 犬の登録事項変更届

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して 30 日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 犬の鑑札 ☐ 愛犬登録証	環境課 ☎ 0572-22-1175 ※獣医師会に加入している市内の動物病院でも変更の手続きは可能です。 ※新しい飼い主のお住まいの市町村での手続きとなります。

市営霊園（一般墓地）を使用していた方

手続き 霊園使用权承継手続

手続き詳細	期 限
霊園の使用許可の名義変更を行うものです。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 霊園使用許可証（紛失の場合はご相談ください）	市営霊園（一般墓地）を承継する人
遺族のもの ☐ 承継者の戸籍謄本、本籍地付き住民票	問い合わせ先 環境課 ☎ 0572-22-1580

合葬式墓地（個別収蔵施設）に遺骨を納骨していた方

手続き 霊園使用权承継手続

手続き詳細	期 限
霊園の使用許可の名義変更を行うものです。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの ☐ 霊園使用許可証（紛失の場合はご相談ください）	個別収蔵施設の利用継続判断を承継する人
遺族のもの ☐ 承継者の戸籍謄本、本籍地付き住民票	問い合わせ先 環境課 ☎ 0572-22-1580

亡くなられた方を納骨したい

手続き 納骨相談

手続き詳細	期 限
納骨に必要な手続き、状況によっては、市営霊園や合葬式墓地のご紹介などを行います。	随時
	手続き可能な人
	遺骨の納骨を考えている方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 火葬許可証	環境課 ☎ 0572-22-1580

自分が使用権を持っている市営霊園に遺骨を納骨したい

手続き 焼骨埋蔵届の提出

手続き詳細	期 限
市営霊園の墓地に遺骨を埋葬する場合は火葬許可証の提出が必要です。	納骨前に
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの ☐ 霊園使用許可証 ☐ 火葬許可証	市営霊園の使用者
	問い合わせ先
	環境課 ☎ 0572-22-1580

MEMO

9. その他に関する手続き

農業者年金を受給していた方

農業者年金に加入している、又は加入歴のある方

手続き

死亡の届出
未支給年金、死亡一時金の請求

手続き詳細

期 限

年金を受給又は加入している方が亡くなられた場合、未支給年金又は死亡一時金がある場合、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。

死亡から5年以内

手続き可能な人

※手続きは陶都信用農協本店

ご遺族

必要なもの

問い合わせ先

故人のもの

- ☐ 農業者年金被保険者証又は農業者年金証書
- ☐ 亡くなられた方の死亡日がわかる戸籍謄本など

農業委員会

☎ 0572-22-1258

遺族のもの

- ☐ 本人確認書
- ☐ 亡くなられた方との関係がわかる戸籍など
- ☐ 口座振込用通帳

農地を相続された方

手続き

農地法第3条の3第1項の規定による届出

手続き詳細

期 限

亡くなられた方の農地を相続される場合、法務局で相続の手続きが必要です。相続の手続きが終わりましたら、農業委員会へ届出してください。

3年以内

必要なもの

手続き可能な人

遺族のもの

- ☐ 相続登記完了後の農地の登記事項証明書など届出の原因を証明する書面
- ☐ 印鑑

相続人

問い合わせ先

農業委員会

☎ 0572-22-1258

MEMO

森林を相続された方

手続き 森林の土地の所有者届出書

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の森林を相続される場合、法務局で相続の手続きが必要です。相続の手続きが終わりましたら、農林課へ届出してください。	90 日以内
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの ☐ 森林の土地の位置を示す地図 ☐ 相続登記完了後の森林の土地の登記事項証明書など届出の原因を証明する書面	相続人
	問い合わせ先
	農林課 ☎ 0572-22-1258

多治見市への寄附を行いたい方

手続き 寄附の手続き

手続き詳細	期 限
寄附の受付は、ふるさと納税「元気な多治見！うながっぱ寄附金」又は、希望する寄附の使い道に関する部署にて対応します。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
	①ふるさと納税に関することは商工観光課 ☎ (0572) 22-1252 ②ふるさと納税以外は寄附の使い道に関する部署 ③寄附全般に関することは総務課 ☎ (0572) 22-1409

MEMO

9. その他に関する手続き

市営住宅に入居していた方

手続き 住宅返還の手続き

手続き詳細	期 限
住宅名義人が亡くなり、引き続き市営住宅に居住する方がいない場合は住宅返還の手続きが必要です。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
	相続人
	問い合わせ先
	建築住宅課 ☎ 0572-22-1312

手続き 入居者の名義変更手続き

手続き詳細	期 限
住宅名義人が亡くなり、同居家族が引き続き市営住宅の入居を希望される場合は名義変更の手続きが必要です。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
	同居の親族
	問い合わせ先
	建築住宅課 ☎ 0572-22-1312

手続き 同居親族異動の手続き

手続き詳細	期 限
市営住宅の同居者が亡くなられた場合は同居親族異動の手続きが必要です。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
	住宅の名義人
	問い合わせ先
	建築住宅課 ☎ 0572-22-1312

MEMO

市役所以外で行う手続き一覧

ここでは、市役所以外で行う具体的な手続きを、項目ごとにご案内いたします。
亡くなられた方の該当する項目に☑してご利用ください。
手続き方法や持ちもの、手続きの期限などは、各問い合わせ先にお尋ねください。

■国・県への手続き

項目	亡くなられた方	☑	主な手続き	問い合わせ先	完了日
相続、 登記	不動産を所有していた方	☐	土地、建物の相続登記	岐阜地方法務局 ☎ (058) 245-3181 ※詳しくは39～40ページを参照	/
	【ご遺族の方】 法定相続情報証明制度を利用する方	☐	法定相続情報一覧図の保管、交付の申出		/
	【ご遺族の方】 相続土地国庫帰属制度を利用する方	☐	国庫帰属の承認申請	岐阜県司法書士会 ☎ (058) 246-1568 相談会の予約は 下記二次元コードから アクセス 	/
	会社、法人の役員の方	☐	役員の変更登記		/
	自筆証書遺言書を法務局に保管していた方 (遺言者)	☐	遺言書情報証明書の交付請求 遺言書保管事実証明書の交付請求		/
雇用保険	雇用保険（失業等給付）を受給していた方	☐	未支給の失業等給付の請求	ハローワーク多治見 雇用保険課 ☎ (0572) 22-3381	/
在留管理	特別永住者証明書を持っていた方	☐	証明書の返却	名古屋出入国在留管理局 ☎ (0570) 052259(ナビダイヤル) 部署番号：110# 名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所 ☎ (058) 214-6168 ※多治見市役所市民課でも受け付け可能です。	/
	在留カードを持っていた方	☐	カードの返却		/
普通自動車	普通自動車を所有していた方	☐	廃車又は名義変更	中部運輸局 岐阜運輸支局 ヘルプデスク ☎ (050) 5540-2053	/
		☐	自動車税の還付請求	岐阜県自動車税事務所 ☎ (058) 279-3781	/
軽自動車	軽自動車（三輪、四輪）を所有していた方	☐	廃車又は名義変更	軽自動車検査協会 岐阜事務所コールセンター ☎ (050) 3816-1775 	/
バイク (原付除く)	バイク（原付除く）を所有していた方	☐	廃車又は名義変更	中部運輸局 岐阜運輸支局 ヘルプデスク ☎ (050) 5540-2053 ※原付の手続きは市役所税務課（26ページ）	/

■国・県への手続き

項目	亡くなられた方	☒	主な手続き	問い合わせ先	完了日
運転免許証	運転免許証を持っていた方	☐	免許証の返却	多治見警察署 ☎ (0572) 22-0110 岐阜県警察本部 運転免許課 ☎ (058) 295-1010 手続きを行わないと、免許証の更新通知が届く場合があります。亡くなられた方の免許証をご用意のうえ、お問い合わせください。	/
恩給	恩給を受給していた方	☐	未支給金又は過払金の手続き	総務省恩給相談室 ☎ (03) 5273-1400 受付時間：月曜日～金曜日（休日を除く） 午前9時～午後5時 お問い合わせの際は、恩給受給者の証書記号番号、氏名などをお伝えください。	/
国庫債券	国庫債券（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金など）を持っていた方	☐	記名変更 償還金の受領 償還金の受取場所の変更	国庫債券に記載の償還金の受取場所（郵便局）など	/
相続	【ご遺族の方】 相続放棄をする方	☐	相続放棄の申述	岐阜家庭裁判所 多治見支部 ☎ (0572) 22-0698	/
国税	【ご遺族の方】 所得税（準確定）の申告をする方	☐	所得税の準確定申告	多治見税務署 ☎ (0572) 22-0101 納税の対象となる場合は、期日までに申告と納税をする必要があります。 ※詳しくは42ページを参照	/
	【ご遺族の方】 相続税の申告をする方	☐	相続税の申告		/
（共済組合など） 社会保険	社会保険や共済組合などの健康保険に加入していた方	☐	勤務先の健康保険担当部署にお問い合わせください。		/
厚生年金	厚生年金を受給していた方	☐	死亡の届出 未支給年金の請求	日本年金機構 多治見年金事務所 ☎ (0572) 22-0255 ねんきんダイヤル ☎ (0570) -05-1165 予約専用ダイヤル（ナビダイヤル） ☎ (0570) 05-4890	/
	厚生年金を受給していた、又は加入歴があり、配偶者や子どもがいる方	☐	遺族厚生年金の請求 遺族基礎年金の請求	亡くなられた方が加入していた年金や、受給していた年金の種類、ご遺族の方の状況によって、必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号のわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合も、お問い合わせください。	/

市役所以外で行う手続き一覧

■国・県への手続き

項目	亡くなられた方	☒	主な手続き	問い合わせ先	完了日
共済年金	共済年金を受給していた方 共済年金に加入している、 又は加入歴のある方	☐	共済組合にお問い合わせください。		/
国民年金基金	国民年金基金を受給していた方 国民年金基金に加入している、 又は加入歴のある方	☐	全国国民年金基金 東海支部 ☎ (0120) 65-4192		/
企業年金	企業年金を受給していた方 企業年金に加入している、 又は加入歴のある方	☐	企業年金連合会 ☎ (0570) 02-2666		/
障がい福祉	有料道路障害者割引 (ETCの利用) を受けていた方	☐	ETC利用登録の停止	有料道路ETC割引登録係 ☎ (045) 477-1233 登録削除の手続きをしてください。	/
犯罪被害	犯罪による被害にあわれた方	☐	犯罪被害者等支援に関する相談	岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室 ☎ (0120) 870-783 又は ☎ (058) 277-3783 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター ☎ (0120) 968-783 又は ☎ (058) 268-8700 多治見警察署 ☎ (0572) 22-0110 犯罪被害給付金制度や、犯罪被害者やご遺族の方の側面的な被害回復などに関する相談を受け付けています。	/
保健所	いずれかをお持ちの方 ・肝炎治療受給者証 ・特定医療費 (指定難病) 受給者証 ・登録者証 ・特定疾患医療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療費医療受給者証	☐	受給者証の返却	東濃保健所 健康増進課 ☎ (0572) 23-1111	/

■ ライフライン・預貯金・保険など

項目	亡くなられた方	☒	主な手続き	問い合わせ先	完了日
電気	電気の契約者	☐	解約又は 名義変更	契約会社 検針票、電気使用量のお知らせに記載されているお客様番号をお伝えください。	/
ガス	ガスの契約者	☐		契約会社 検針票、ガス使用量のお知らせに記載されているお客様番号をお伝えください。	/
通信関係	固定電話の契約者 (NTT西日本)	☐	解約又は 名義変更	NTT西日本 局番なしの「116」 携帯電話からは、 ☎ (0800) 2000116 受付時間： 午前 9 時～午後 5 時 (土日・年末年始を除く)	/
	固定電話の契約者 (NTT西日本以外)	☐		契約会社	/
	携帯電話の契約者	☐		契約会社	/
	インターネットの契約者	☐		契約会社	/
	ケーブルテレビの契約者	☐		契約会社	/
	NHK受信料の契約者	☐		NHK ☎ (0120) 151515	/
	身体障害者手帳、療育手帳 を持っていた方で、NHK 受信料を免除されていた方	☐		受付時間： 午前 9 時～午後 6 時 土曜日、日曜日、祝日も受付	/
預貯金	クレジットカードを持っていた方	☐	失効手続き	各契約会社	/
	預貯金口座を持っていた方	☐	払戻、解約、名義変更	各金融機関	/
融資	住宅ローンなどがあった方	☐	ローン残高の返済など	借入先の金融機関など	/
株式	株式などを持っていた方	☐	解約又は名義変更	証券会社など	/
保険	生命保険に加入していた方	☐	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 又は代理店	/
	損害保険に加入していた方	☐	解約又は名義変更	加入していた損害保険会社 又は代理店	/

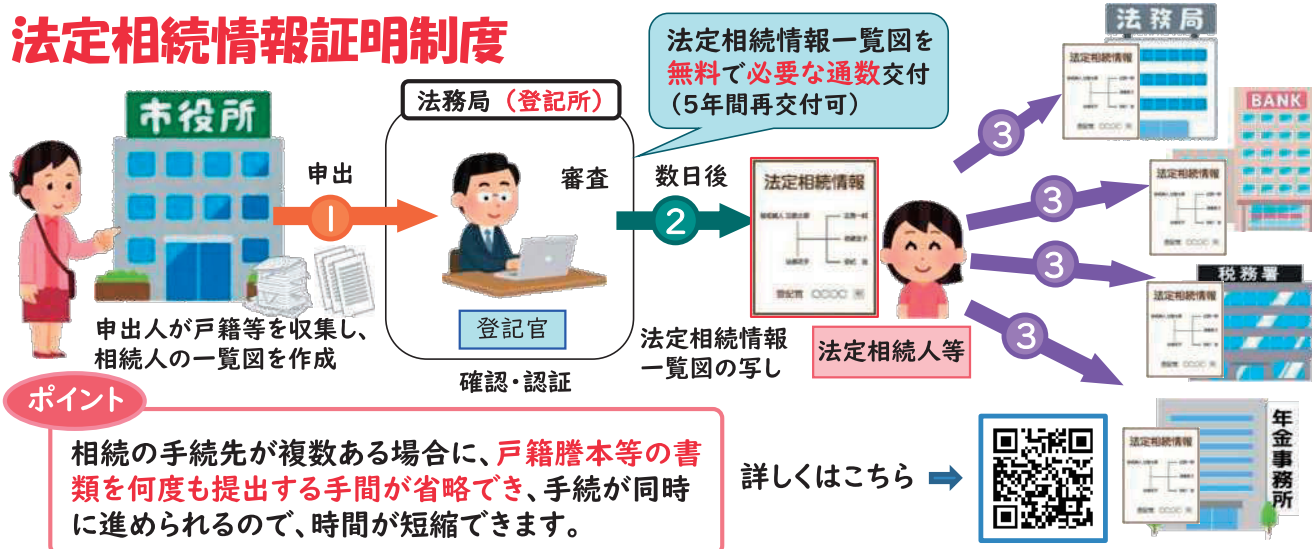


相続のお手続は、まず法務局へ



法定相続情報一覧図を**無料**で交付します！

法定相続情報証明制度



ポイント

相続の手続先が複数ある場合に、**戸籍謄本等の書類を何度も提出する手間が省略でき、手続が同時に進められるので、時間が短縮できます。**

詳しくはこちら →



不動産の相続登記が義務化されました！

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、相続登記が義務化されました。
相続（遺贈を含む）によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内に相続登記**をする必要があります（過去の相続も義務化の対象）。
- ・ 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- ・ 不動産の価額が100万円以下の土地は、令和9年3月31日までの間は登録免許税が課されません。

詳しくはこちら →



不動産登記推進イメージ
キャラクター「トウキツネ」

住所・氏名の変更登記が義務化されました！

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、**令和8年4月1日から**不動産の所有者の住所や氏名名称の変更登記が義務化されました。
- ・ **個人も、法人も**、住所や氏名・名称の変更の日から2年以内に登記をする必要があります。
- ・ 制度が開始される**令和8年4月1日より前の変更も義務化の対象**です。
- ・ 正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心！

かんたん・無料の手続をしていただければ、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

詳しくはこちら →



あなたの大切な遺言書を法務局が保管します!

自筆証書遺言書保管制度

遺言書ほかんガル〜



自筆証書遺言書は、手軽で自由度が高いというメリットがある反面、作成された遺言書が、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、改ざんされたりするというデメリットが指摘されていました。そこで、自筆証書遺言書を法務局で保管する制度が開始されました。

ポイント 法務局に保管すると・・・

- ・遺言書の紛失や改ざんなどのおそれがありません。
- ・遺言書の外形的な確認を法務局が行います(申請手数料は3,900円)。(遺言の内容についての相談・審査はお受けできません。)
- ・法務局に保管をすると、家庭裁判所での検認手続きが不要です。
- ・遺言者が亡くなられた後、遺言者があらかじめ指定した方に対して、法務局から通知をすることができます。

詳しくはこちら →



相続した不要な土地を国が引き取る制度が始まりました!

相続土地国庫帰属制度

① 承認申請



※ 審査手数料の納付も必要

② 要件審査・承認



③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付



④ 国庫帰属



重要! 【土地の要件】

- ①建物が建っていない土地、②担保権や使用収益権が設定されていない土地、③他人の利用が予定されていない土地、④土壌汚染のない土地、⑤境界が明らかで、所有権の存否や範囲について争いがない土地など

【問い合わせ先】 ☎ 058-245-3181 岐阜地方法務局(本局) 詳しくはこちら →



お問い合わせは、お近くの法務局へ

岐阜地方法務局

※ 具体的な手続案内については予約制です。

(制度により、管轄・担当が異なります)

本局	☎ 058-245-3181
八幡支局	☎ 0575-67-1411
大垣支局	☎ 0584-78-3347
美濃加茂支局	☎ 0574-25-2400
多治見支局	☎ 0572-22-1002
中津川支局	☎ 0573-66-1554
高山支局	☎ 0577-32-0915

【相続登記について】

法務局では登記手続の案内を行っていますが、相続登記の申請は取り寄せる書類や作成する書類が多く、時間が掛かる手続です。ご自身での手続が難しい場合は、司法書士への相談・依頼をご検討ください。

岐阜県司法書士会
総合相談センター(無料) →



相続に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	おはやめに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から亡くなる日までに所得があった場合は、相続人が被相続人の確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

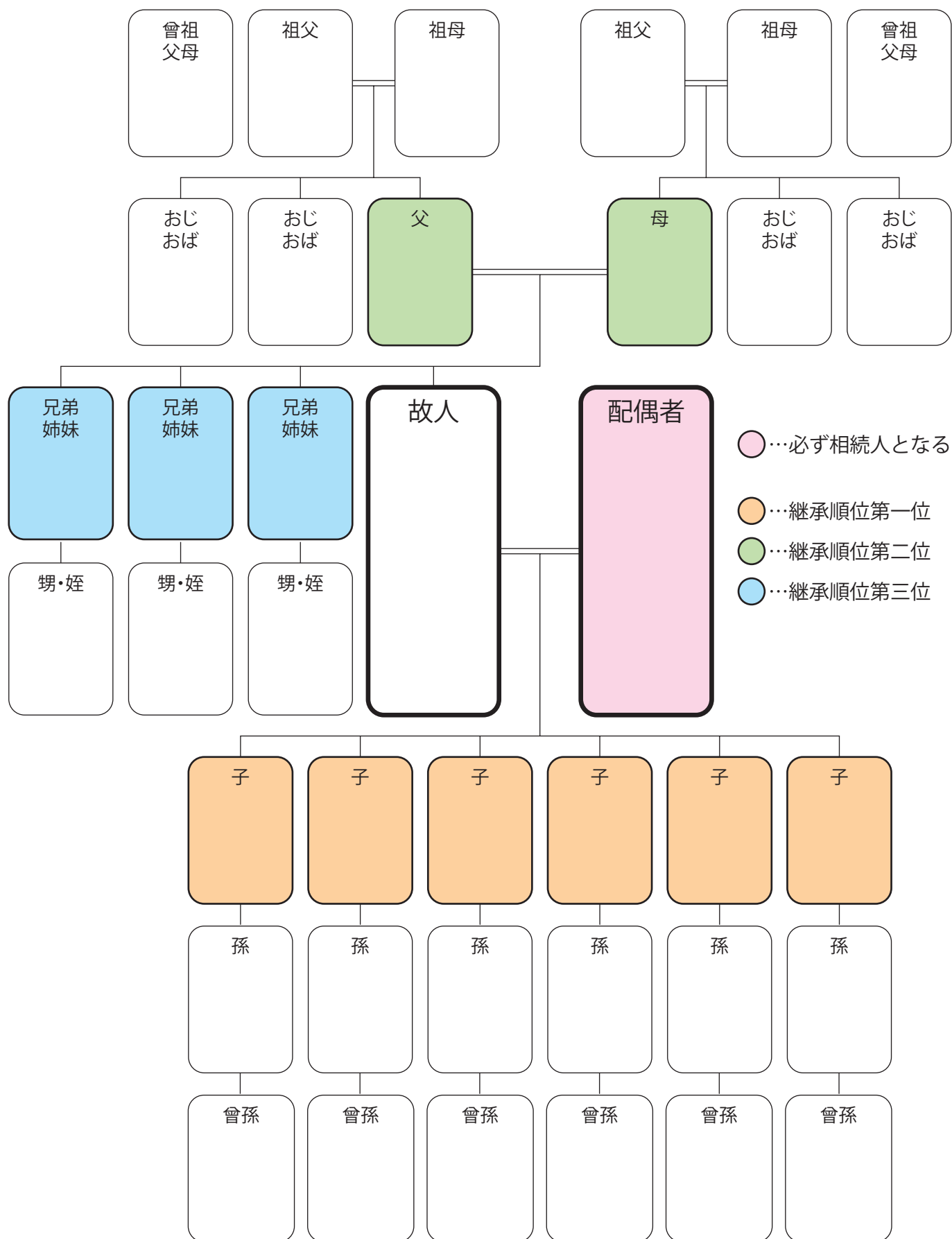
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

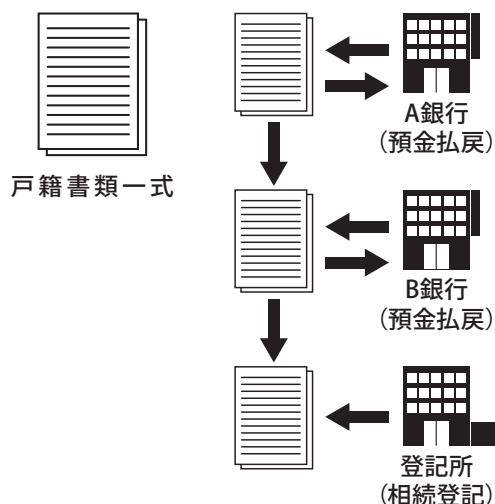
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

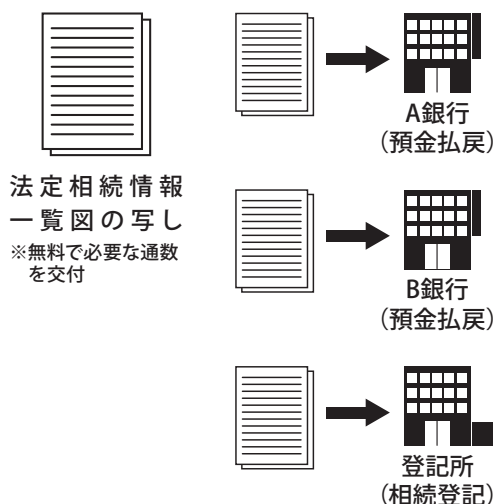
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和 年 月 日

委任状（代筆用）

委任者本人 （頼んだ人）	住所	市 町 丁目 番地の アパート等の名称・室番号等 []		
	氏 名		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	電話	※委任の内容について確認する場合があります。恐れ入りますが、日中連絡がつく電話番号をご記入ください。		
	私は次の者を代理人と定め、下記の交付申請及び受領に関する権限を委任します。			
代理人 （頼まれた人）	住所	市 町 丁目 番地の アパート等の名称・室番号等 []		
	氏 名		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	電話	※委任の内容について確認する場合があります。恐れ入りますが、日中連絡がつく電話番号をご記入ください。		
該当する番号に○を付けてください。	1	住民票関係	住民票（世帯全員・個人）	通
			除票・改製原住民票（死亡・転出）	通
			※住民票・除票・改製原住民票に特に記載が必要な項目がある場合は記載してください。	
			☐ 本籍・筆頭者 ☐ 世帯主名・続柄 ☐ 旧氏名（ ）	
			☐ 旧住所（多治見市 町 丁目 番地）	
			☐ 住民票コード ☐ 個人番号（マイナンバー） ☐ ⇒任意代理人にお渡しできません。後日ご本人様宛に郵送します。	
			☐ 外国籍の方（国籍、法第30条の45、通称名の履歴、特別永住者証明書番号、在留カード番号・在留資格・期間・満了日）	
	2	戸籍関係	記載事項証明書（世帯全員・個人）	通
			不在住・不在籍証明	通
			戸籍謄本（全部事項証明書）〔現在の戸籍〕	通
			戸籍抄本（個人事項証明書）〔現在の戸籍〕	通
			戸籍一部事項証明書	通
			除籍・改製原戸籍（謄本・抄本）	通
3	住所異動関係	身分証明書	通	
		戸籍の附票（全部・個人・改製原）	通	
4	世帯（世帯主変更・分離・合併・構成変更）に関する全ての手続き	(氏名：)の転入・転居に関する全ての手続き		
5	個人番号 （マイナンバー） カード関係	(氏名：)の転出に関する全ての手続き、及び転出証明書の受領		
マイナンバーカードの申請書の受領				
マイナンバーカードの受取に関する全ての手続き （住基カードまたは個人番号カードの廃止・返納、通知カードの返納・紛失届などの手続き含む） ☐ 高齢（75歳以上）のため外出困難です。（該当する場合は□にチェックしてください）				
顔認証マイナンバーカードへの設定切替申請				
8	住所異動届出と同時の電子証明書の発行に関する手続（代替文字の選択を含む）及び電子証明書の受領 ※代理人は同一世帯員又は法定代理人に限ります。			
9	<上記以外は具体的に記入してください>			

上記太枠内を全て「代筆者」が記載してください（代理人欄含む）。

本人が（高齢・怪我・疾病）で（目・手）が不自由なため文字が書けないので、本人同意のもと代筆しました。
該当する内容に○を付けてください。

【代筆者】※代筆者は代理人以外の方を選任してください

氏名 _____ 委任者との続柄（ ）

<注意> ※代理人自身の身分証明書もあわせてご提示下さい。
※住民票コード記載及び個人番号記載の住民票は、任意代理人にお渡しできません。後日、ご本人様宛に郵送します。

令和 年 月 日				
委任状				
(頼んだ人) 委任者本人	住所	市 町 丁目 番地の アパート等の名称・室番号等 []		
	氏 名	(自 署 または 記 名 押 印)	生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	電 話	※委任の内容について確認する場合があります。恐れ入りますが、日中連絡がつく電話番号をご記入ください。		
	私は次の者を代理人と定め、下記の交付申請及び受領に関する権限を委任します。			
(頼まれた人) 代理人	住所	市 町 丁目 番地の アパート等の名称・室番号等 []		
	氏 名	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	電 話	※委任の内容について確認する場合があります。恐れ入りますが、日中連絡がつく電話番号をご記入ください。		
	該当する番号に○を付けてください。	1	住民票関係	住民票(世帯全員・個人)
除票・改製原住民票(死亡・転出)				通
※住民票・除票・改製原住民票に特に記載が必要な項目がある場合は記載してください。				
☐ 本籍・筆頭者 ☐ 世帯主名・続柄 ☐ 旧氏名()				
☐ 旧住所(多治見市 町 丁目 番地)				
☐ 住民票コード ☐ 個人番号(マイナンバー) ⇒任意代理人にお渡しできません。後日ご本人様宛に郵送します。				
2		戸籍関係	☐ 外国籍の方(国籍、法第30条の45、通称名の履歴、特別永住者証明書番号、在留カード番号・在留資格・期間・満了日)	
			記載事項証明書(世帯全員・個人)	通
			不在住・不在籍証明	通
			戸籍謄本(全部事項証明書)[現在の戸籍]	通
			戸籍抄本(個人事項証明書)[現在の戸籍]	通
			戸籍一部事項証明書	通
3		住所異動関係	除籍・改製原戸籍 (謄本・抄本)	通
	身分証明書		通	
4	世帯(世帯主変更・分離・合併・構成変更)に関する全ての手続き	戸籍の附票(全部・個人・改製原)	通	
		(氏名:)の 転入・転居 に関する全ての手続き		
5	個人番号(マイナンバー)カード関係	(氏名:)の転出に関する全ての手続き、及び転出証明書の受領		
		マイナンバーカードの申請書の受領		
6	マイナンバーカード関係	マイナンバーカードの受取に関する全ての手続き (住基カードまたは個人番号カードの廃止・返納、通知カードの返納・紛失届などの手続き含む)		
		☐ 高齢(75歳以上)のため外出困難です。(該当する場合は□にチェックしてください)		
7	顔認証マイナンバーカードへの設定切替申請			
		住所異動届出と同時の電子証明書の発行に関する手続(代替文字の選択を含む)及び電子証明書の受領		
8	※代理人は同一世帯員又は法定代理人に限ります。			
		＜上記以外は具体的に記入してください＞		
9				

上記太枠内を全て「委任者(頼んだ人) 本人」が記載してください(代理人欄含む)。

<注意>
※委任者の印鑑は朱肉使用の印鑑で押印して下さい。(シャチハタ等のスタンプ印不可)
※代理人自身の身分証明書もあわせてご提示下さい。
※委任状で住民票コード記載及び個人番号記載の住民票を請求いただいた場合は、任意代理人にお渡しできません。後日ご本人様宛に郵送します。

チェックリスト
各種手続き
市役所外の主な手続き
相続について
委任状
広告掲載事業者

MEMO

Handwriting practice area with 25 horizontal dotted lines.

発	行	多治見市
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2026 年 8 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を多治見市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

